

【生駒市自治連合会 勉強会資料】

# 生駒市における市民自治協議会の設立に向けて

平成21年12月18日

## I 市民自治協議会とは

◆地方分権の進展により、市民の皆さんに最も身近な市町村の役割が増大しており、厳しい財政状況の中では大きな変革が必要であり、市町村が自らの責任において、自らの意思で行政を運営することが重要となっています。

今までは、行政の役割として、市民の皆さんが生活する上で必要な行政サービスを画一的に行ってききましたが、市民ニーズや価値観の多様化により、いろいろな地域の課題が発生してきており、今までのように「あれも、これも」はできず、「あれか、これか」を選択することが必要となっています。そのため、地域のニーズに的確に対応し、満足した選択を展開していく必要があると考えています。その地域に適したサービスは、地域のことを一番よく知っている地域市民の皆さんが自分でできることは自分で、自分だけでできないことは地域が補い、それでもできないことは行政が行っていくといった役割分担により地域づくりに取り組んでいただくことで明らかになります。

◆市民だけ行政だけでは解決できなかった課題や、解決するのに時間がかかる課題も、地域市民の皆さんと行政と一緒に考え、お互いに理解し協力し合うことにより、課題を素早く、しかも効果的に解決することが出来るようになります。そのためには、市民の皆さんの意見をまとめることが重要です。市民の意見をまとめて、行政と一緒に取り組んでいただくための組織が、市民や各種団体の皆さんにより構成される「市民自治協議会」です。

生駒市自治基本条例第43条第1項 抜粋

(市民自治協議会等)

第43条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域において、自治会、NPO等の多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織（以下「市民自治協議会」という。）を設置することができる。

**【解説】**

地域の特性や資源をいかした個性豊かな市民自治活動を行っていくためには、地理的条件など地域特性を共有するおおむね小学校区程度以下の単位を基本に自治会、NPO等の多様な主体がまとまって活動することが必要であり、そうした組織（市民自治協議会）の設置について規定するものです。

## Ⅱ 市民自治協議会と自治会の違いは？

自治会は、近隣地域における最も身近で基礎的な地域の地縁組織であり、地域の親睦や身近な防犯・防災、環境衛生など地域の日常生活に関わる身近な公共的活動から地域のまちづくりまで、多岐にわたる活動をしているだけであり、住みよい地域を築いていくために大切な役割を担っている組織です。また、行政からは、広報いこま等、行政情報を地域の皆様への連絡・伝達等をお願いしており、そのため、自治会は行政にとって良きパートナーと言えます。

一方、市民自治協議会は、市民自治の強化や充実のために、生駒市自治基本条例に基づいて設置されるもので、一つの自治会の領域では出来ないことや自治会だけで取り組んでは非効率なことなど様々な団体（課題別団体・世代別団体等）の協力を得て地域の課題に取り組みます。

### Ⅲ 市民自治協議会ができれば自治会が変わるのか？

自治会は、市民自治協議会の構成団体になります。自治会の活動は、これまでどおり行っていただくこととなりますが、自治会活動の中ではもう少し広域的に活動した方が効率的で効果的なものもあり、これらを市民自治協議会で担うことで自治会の負担は軽減されてくると考えています。

しかしながら、自治会は、地域の地縁組織として市民自治協議会の中心的な役割を果たしていただく必要があると考えています。

### Ⅳ 市と市民自治協議会の役割分担はどうなりますか？

市民自治協議会では、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という意識を持って、地域課題の解決に向けて取り組んでいただきます。

市は、市民の皆さんだけでは解決できないことについて、市と協働して解決していくための支援などを行います。

なお、道路や河川の整備などの公共的事業などは従来どおり市が行います。

### Ⅴ 市民自治協議会では、地域の課題をどのように解決するのか？

地域の課題を「市民の皆さんで解決できるもの」、「市民の皆さんと市が協働で解決するもの」、「市が解決するもの」に分類し、市民の皆さんと市が適切に役割分担をしながら解決していくようになります。解決策も画一的なものでなく、地域の実情にあったものとなります。

## VI 市民自治協議会による新しいまちづくりの目的

○市民の皆様は、身近なところからまちづくりに主体的に関わっていただくためのきっかけづくりをしていただければと願っています。

(市民自治の推進)

○地域の共通の課題である「まちづくり」をテーマに話し合っただくことで、異なった活動をしていただいている市民団体間の交流を深め、相互理解を促進していただき、コラボレーションなどによる新たな取り組みの誕生などを期待しています。

○市民間の交流促進など、地域内コミュニティをより強固なものにしていただくきっかけにしていただければと願っています。

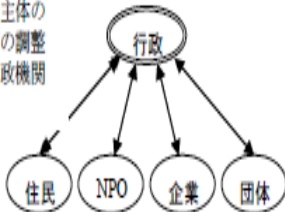
○限られた財源を有効に活用するため、より地域のニーズに合った事業を実施したいと考えています。

### ●いままでは・・・

行政機関が、多様な主体の意見を聞き、各方面の調整を行い、最終的には行政機関が実行する。「官(行政)」と「民(各種団体等)」が個別で向き合う仕組み

「あれも、これも」から

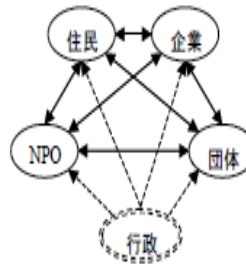
行政機関が、多様な主体の意見を聞き、各方面の調整を行い、最終的に行政機関が実行する。



### ●これからは・・・

多様な主体がそれぞれの意見を出し合い、ダイレクトに相互調整を図り、自ら実行していく「新たな公共」の担い手になる。行政機関は、市民の自由闊達な活動を促し、必要に応じて個々の主体を支援する。

「あれか、これか」へ

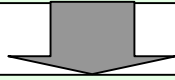


多様な主体がそれぞれ意見を出し合い、ダイレクトに相互調整を図り、自ら実行していく。行政機関は、市民の自由闊達な活動を促し、また、競わせながら、必要に応じて個々の主体を支援する。

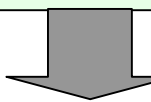
出展：「地域からの日本再生シナリオ（試論）」国土交通省

# 【小学校区市民自治協議会イメージ図】

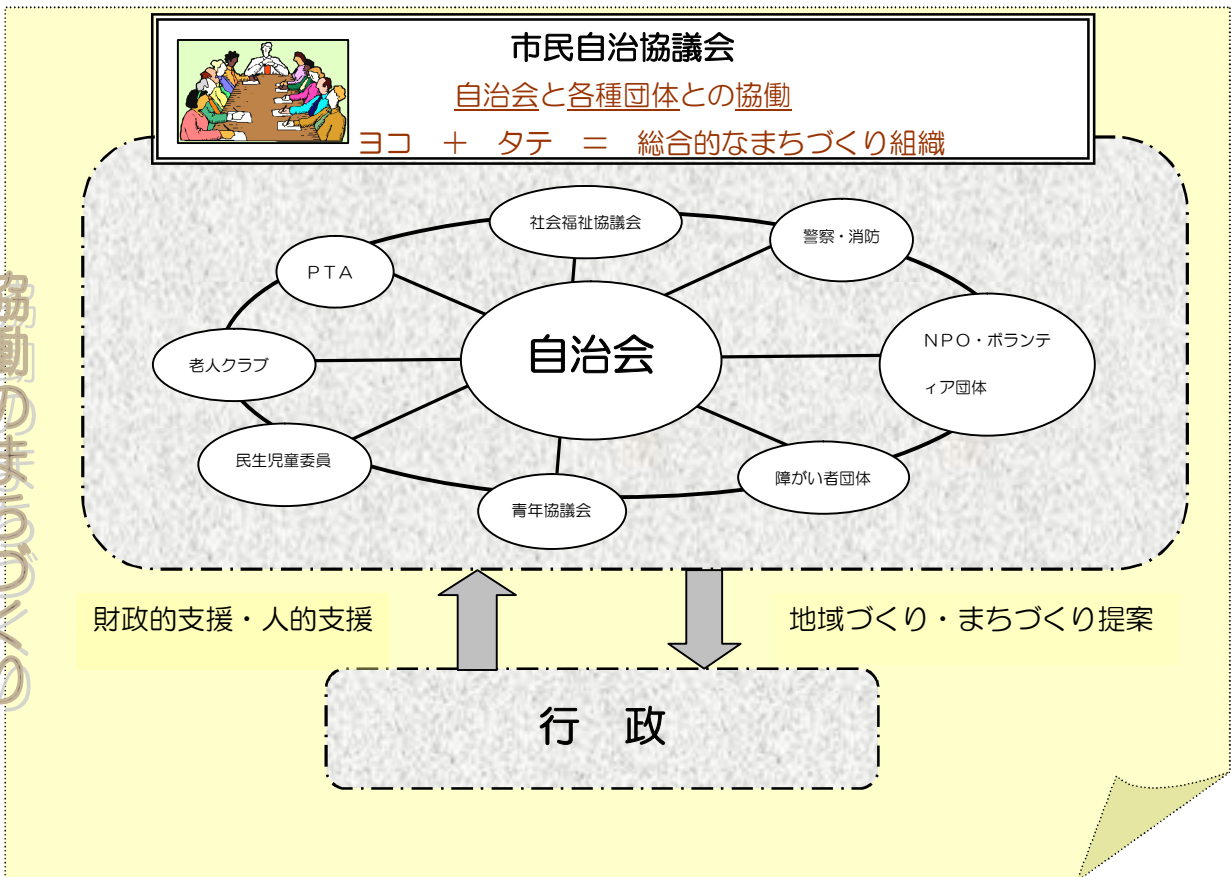
市民の意識の高揚



小学校区域でかかえる課題把握（プラットフォーム）  
福祉、交通安全、防犯・防災、青少年・子どもの健全育成、環境美化、人権、文化・芸術・スポーツ



課題解決するには



- 自立した・強固な地域コミュニティ
- 地域内の人と人とのつながり・住民相互の交流・信頼関係

## 【小学校区市民自治協議会設立フロー図】

### 市民自治協議会設立に向けた取組方法

#### ☆ステップ 1

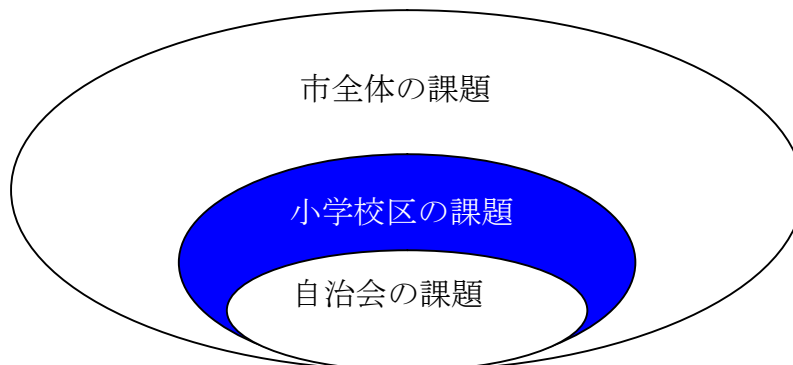
小学校区を単位として、地域内の自治会やボランティア、NPOなどの各種市民活動団体、事業所などが一堂に会して地域のまちづくりについて、議論する場（プラットフォーム）を設けていただきます。

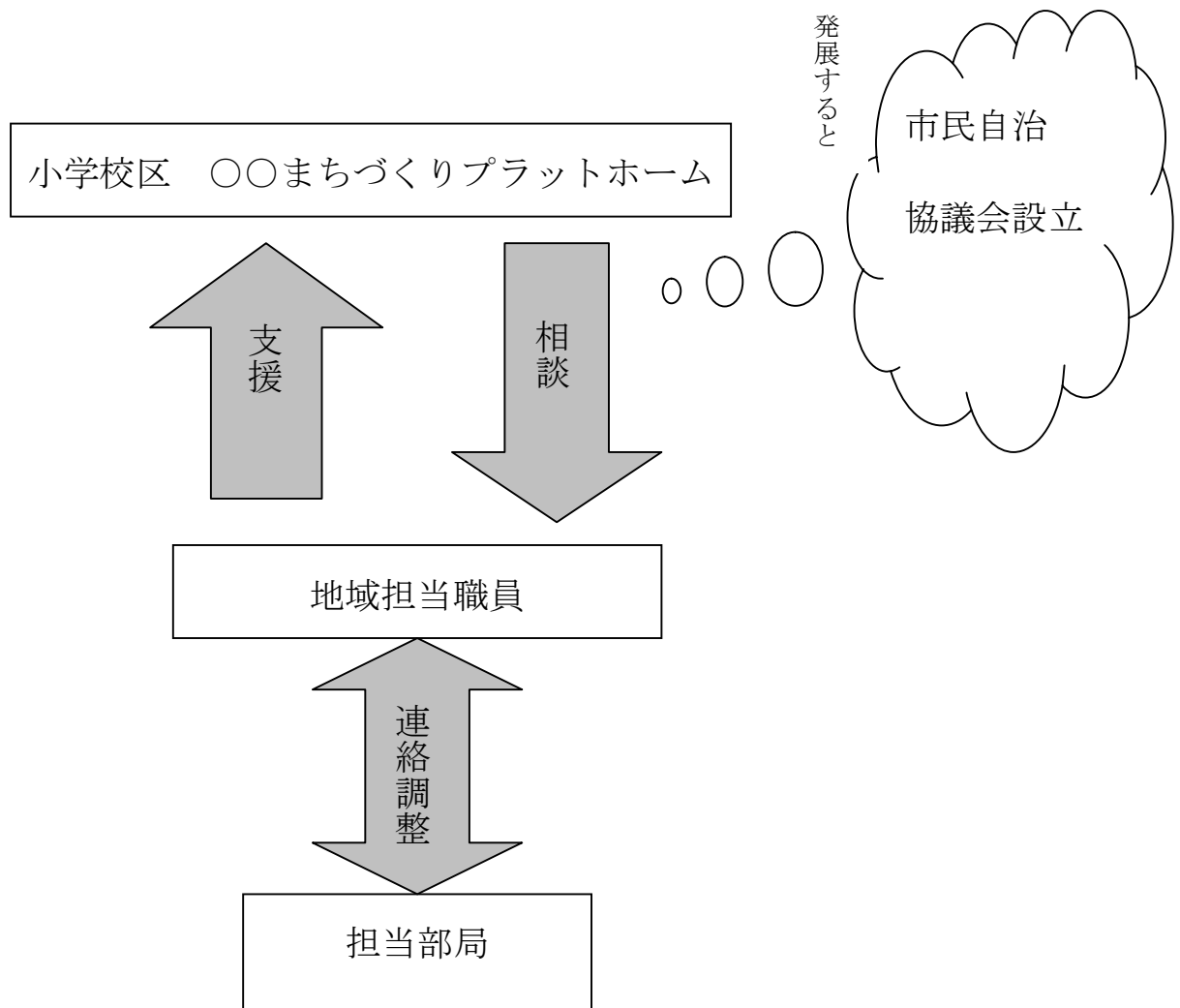
《なぜ小学校区を単位とするの？》

- 防犯や防災などの取り組みは広範囲であることが有効とされています。  
（情報の共有や活動の連携が重要となります）
- 地域のまちづくりのアイデアや人材を集めるスケールメリットがあります。  
（得意分野でまちづくりに参加する機会が増えます）

#### ☆ステップ 2

設置されたプラットフォームにおいて、地域のまちづくりの共通課題を抽出し、その課題を解決する方策を事業としてまとめていただきます。





### ☆ステップ3

まとめていただいた事業について、市が示す予算額の範囲内で優先順位を付けていただいたうえで、地域の総意として市に予算措置することを提案していただきます。

提案を受けた市では、その内容を尊重して、法令等にふれないかなど最低限の確認をしたうえで、事業所管部署から予算要求します。



### ●プラットホームの設置

- プラットホームは各小学校区に1つだけの設置となります。
- プラットホームの設置については、自治会の皆さんが中心となり地域の皆様に呼びかけていただき、自主的に立ち上げていただきます。

### ●プラットホーム設立に向けての支援

- アドバイザーとして、地域担当職員が会議に出席します。
- 立ち上げに必要な費用については、予算の範囲内で支援します。
- プラットホームの拠点場所については、公共施設の提供などについて配慮します。

### ●提案事業（例）

地域の特性や資産を活かして、個々の団体で実施してきたものを地域全体として取り組むことや、個々の団体だけでは取り組めないものを地域全体として取り組むことなどが考えられます。

- 防犯、防災等に関する事業（子ども見守り活動、地域の安全パトロール等・・・）
- 地域コミュニティの育成に関する事業（地域のまつり等・・・）
- 地域福祉の増進に関する事業（ガラの開催等・・・）
- 環境に関する事業（クリーンキャンペーン、花いっぱい運動等・・・）

### ●その他

○この制度は、モデル試行で実施するはじめての取り組みになりますので、問題点があれば試行していく中で改善していきます。